

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可
根拠条例・規則名		電線共同溝の整備等に関する特別措置法
条 項		第 1 1 条第 1 項
所 管 部 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話:048-829-1486)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	電線共同溝に敷設する電線の構造は、漏電、火災等により当該電線共同溝及び当該電線共同溝に敷設される他の電線の構造又は管理に支障を及ぼすことがないものでなければならない。
	設定等年月日	平成 7 年 6 月 2 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、稀であってあらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		